

「木造住宅耐震改修工事」などの訪問による営業を受けた場合の注意点について(お知らせ)

芸西村は、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で、その耐震化を図る方に対し、耐震診断、耐震改修設計、及び耐震改修工事について補助金等で助成をしています。

この助成事業は、高知県に在住または在勤で高知県に「高知県木造住宅耐震診断士」として登録されている建築士とその診断士が所属する事業者(設計事務所や工務店:以降「登録事業者」という)が行う診断、設計、工事を対象に行っています。

(その他の建築士や事業者が行う診断や設計、工事は助成事業の対象となりませんのでご注意ください。)

場合によっては、登録事業者が営業の一貫で皆様を訪問することがあるかもしれませんが、その時は以下のことにご注意ください。

1. 県や芸西村が、住宅の耐震改修設計や工事について、特定の業者に戸別訪問により勧誘することを直接依頼したりすることは決してありません。
訪問による営業活動はあくまでも業者の自発的な行為です。
2. もし訪問による営業を受け、疑問に感じられる場合は、以下のいずれかにお問い合わせください。なお、休日や受付時間外の場合は、その場でお話を進めずに、後日お問い合わせいただいてから再度業者と連絡を取ることをお勧めします。

お問合せ先

受付時間：土日祝日を除く午前8時30分～午後5時30分

(住宅相談センターのみ午前9時～午後4時30分)

芸西村役場住宅係 0887-33-2113

高知県住宅課 震災対策担当 088-823-9856

住宅耐震相談センター 088-825-1240

木造住宅の耐震化について（お知らせ）

芸西村では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、県に登録された事業者が行う耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事について補助金を助成しています。しかし、県に登録されていない事業者が行う耐震化の工事等については、助成事業の対象となりません。

また、県や村が事業者に耐震化工事等の勧誘の依頼をすることはありません。もし、そのような旨の勧誘を受けたり、疑問に感じるような事があれば、下記のいずれかにお問い合わせください。

お問合せ先

芸西村役場経済建設課住宅係	0 8 8 7 - 3 3 - 2 1 1 3
高知県住宅課 震災対策担当	0 8 8 - 8 2 3 - 9 8 5 6
住宅耐震相談センター	0 8 8 - 8 2 5 - 1 2 4 0

受付時間：土日祝日を除く午前8時30分～午後5時30分
（住宅相談センターのみ午前9時～午後4時30分）